

津波発生時の 避難確保計画

施設名称	徳島県立城南高等学校
施設所在地	徳島市城南町 2 丁目 2-88
計画作成日	令和元年 12 月 24 日
施設管理者	徳島県立城南高等学校長
本計画の担当者	城南高等学校事務課長・環境防災課長
緊急時の連絡先	TEL 088-652-8151
	FAX 088-652-3781
	Email jonan_hs@mt.tokushima - ec.ed.jp

目次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	7	別添
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	7	別添
12	緊急連絡網	7	別添
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	7	別添
14	対応別避難誘導方法一覧表	7	別添
15	防災体制一覧表	7	別添

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

1 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項に基づくものであり、徳島県立城南高等学校の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、徳島県立城南高等学校に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

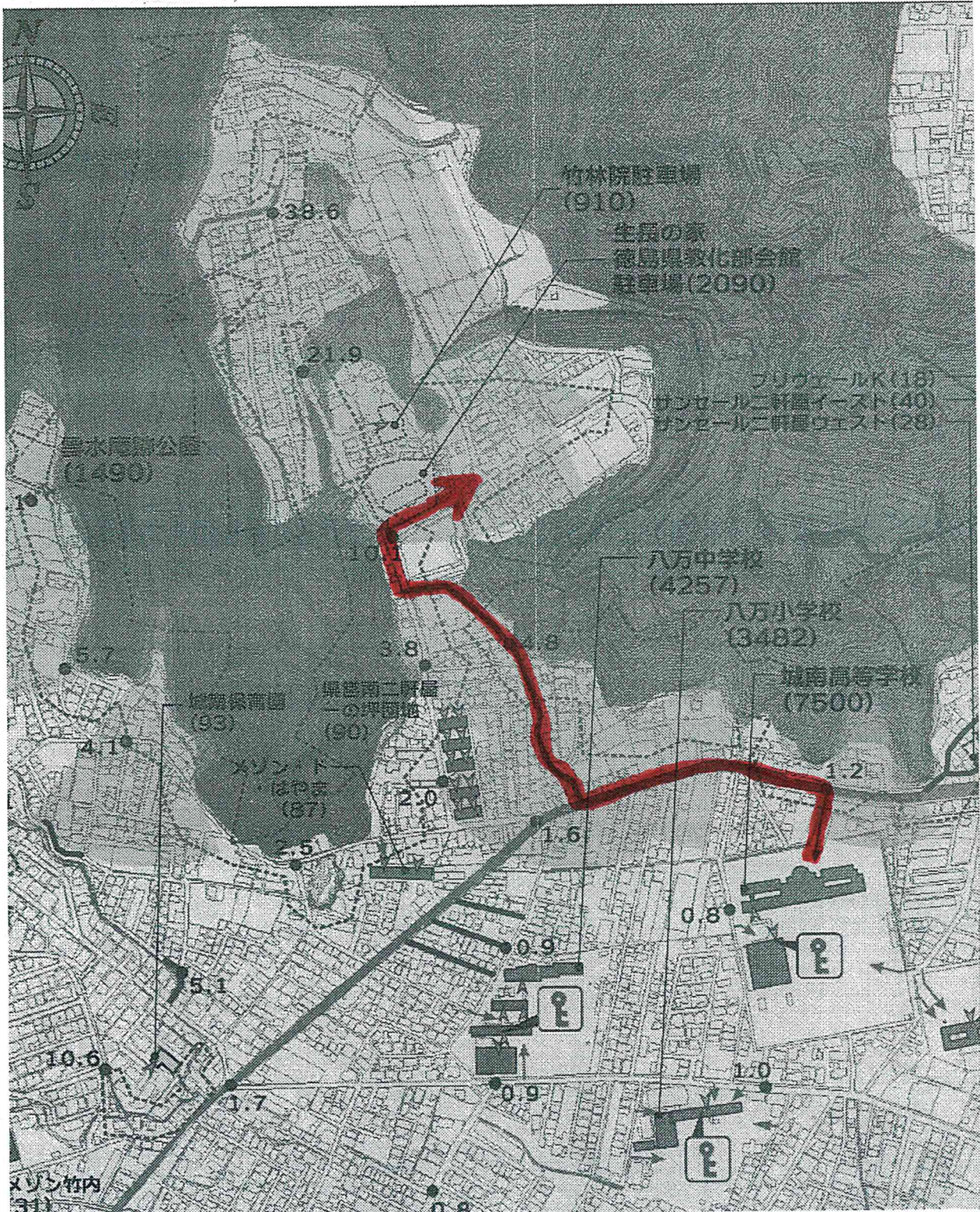
【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 約 880 名	昼間 約 70 名	休日 0～ 約 880 名	休日 0～ 約 70 名
夜間 0～若干 名	夜間 0～若干 名		

【施設周辺の避難経路図】

津波時の避難場所は、想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担（津波到達時間が短い場合）】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報 	注意体制確立	津波情報等の情報収集	総括班
<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報発表 	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> 津波情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 	総括班 保護者連絡班 安否確認・避難誘導班
<ul style="list-style-type: none"> 避難指示（緊急）の発令 津波警報、津波特別警報（大津波警報）発表 危険の前兆を確認等 	非常体制確立	避難誘導	安否確認・避難誘導

※ 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担（津波到達時間が長い場合）】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 緊急地震速報 ➤ 津波注意報発表 ➤ 遠地地震に関する情報 	<p>注意体制確立</p>	<p>津波情報等の情報収集</p>	<p>総括班</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 津波警報発表 	<p>警戒体制確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波情報等の情報収集 ・ 使用する資器材の準備 ・ 保護者家族への事前連絡 ・ 周辺住民への事前協力依頼 ・ 要配慮者の避難誘導 	<p>総括班 保護者連絡班 安否確認・避難誘導班</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令 ➤ 津波警報発表（標高の低い地域の場合） ➤ 津波特別警報（大津波警報）発表 ➤ 危険の前兆を確認等 	<p>非常体制確立</p>	<p>施設内全体の避難誘導</p>	<p>安否確認・避難誘導班</p>

※ 上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

(2) 情報伝達

- ① 学校防災計画に定める緊急連絡網に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 生徒を避難させる可能性がある場合には、携帯メール連絡網等に基づき、保護者に対し、「校舎4階（一時避難場所）又は眉山（二次避難場所）へ避難する」旨を連絡する。（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）
- ③ 生徒を避難させる場合には、徳島市危機管理課に「これより校舎4階（一時避難場所）又は眉山（二次避難場所）に避難する」旨を連絡する。
- ④ 保護者への生徒の引き渡しについては、大津波・津波警報が解除され、公共交通機関や通学路の安全が確認できた後に行うこととし、その旨携帯メール連絡網等により保護者に連絡する。（ただし、津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）
- ⑤ 避難の完了後、徳島市危機管理課に避難が完了した旨を連絡する。
- ⑥ 避難の完了後、別添保護者緊急連絡網に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより避難場所において児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、避難経路図のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

- ① 日頃より、避難場所（施設内と施設外）や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、避難場所（「校舎4階」又は「眉山」）及び避難経路について、声をかけながら誘導する。
- ② 施設外へ避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ③ 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ④ 避難誘導員は、避難ルートや側溝等の危険箇所に留意し、避難者の安全確保に努めるものとする。
- ⑤ 津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ⑥ 浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	校舎4階（一次避難場所） 眉山（二次避難場所）	(1,500) m	徒歩
屋内安全確保	校舎4階に至るまでの各階の避難経路		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（教職員、生徒・保護者）、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、携帯用照明器具、電池、携帯電話用バッテリー
施設内の一時避難	水（1人あたり0.5L）、食料（1人あたり2食分）、寝具、毛布
高齢者	携帯用トイレ、おしりふき
障害者	常備薬
乳幼児	おしりふき
そのほか	車椅子、ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル、ブルーシート

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年2回、教職員及び生徒を対象に防災訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

(以下、個人情報等を含むため、別添資料割愛)

- 9 自衛水防組織の業務に関する事項
(N.A)
- 10 防災教育及び訓練の年間計画作成例
学校防災計画に定めるとおり 別添
- 11 施設利用者緊急連絡先一覧表
学校長～ホームルーム担当間等で共有 別添
- 12 緊急連絡網
学校防災計画等に定めるとおり 別添
- 13 外部機関等への緊急連絡先一覧表
学校防災計画に定めるとおり 別添
- 14 対応別避難誘導方法一覧表
該当生徒等について学校長～ホームルーム担任間で共有 別添
- 15 防災体制一覧表
学校防災計画に定めるとおり 別添